

# 静岡県放射線技師中部地区会 規約

平成26年3月8日改定

# 静岡県放射線技師中部地区会 規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称及び事務所)

本会の名称は静岡県放射線技師中部地区会 (以下「地区会」という) といひ、事務所を地区会長の勤務する施設内に置く。

### 第2条 (会員)

本会の会員は静岡県放射線技師会 (以下「県技師会」という) 及び社団法人日本放射線技術学会 (以下「技術学会」という) の会員で中部地区内に在勤する者または在往する者とする。

(準会員)

本会の目的に賛同し第2条以外で入会を希望する者。

### 附則

中部地区内とは、東は静岡市より西は榛原郡、島田市、牧之原市までとする。

ただし、市町村合併等により施設住所が東部地区および西部地区に変更になった場合、地区変更をするかどうかは、該当施設の判断にゆだねる。

### 第3条 (入退会)

1. 本会への入会は県技師会または技術学会への入会により必然的に入会するものとし、準会員にあつては幹事会の承認を得るものとする。
2. 退会を希望するものは幹事会の承認を得て退会することができる。
3. 退会、復会は県技師会第8条、第9条によるものとする。

## 第2章 目的と事業

### 第4条 (目的)

本会は放射線技術の研鑽と会員相互の親睦をはかるとともに、県技師会、技術学会の方針に協力し、以て医療に貢献することを目的とする。

### 第5条 (事業)

前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の教育啓蒙に関すること。
2. 会員の福利厚生に関すること。
3. 同一目的を持つ団体との連携協力に関すること。
4. その他目的達成に必要なこと。

## 第3章 役員

### 第6条 (役員)

本会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 幹事 若干名
4. 監事 1名

## 第7条 (選出)

役員は下記の方法で選出する。

1. 会長 会員より選出。立候補者なき場合は別に定める輪番にて選出。  
再任はさまたげない。  
副会長 会長施設以外の会員から選出。  
監事 会長、副会長、会計担当幹事の施設以外の会員から選出  
総会で承認する。
2. 幹事
  - a. 会員・準会員から選出 若干名
  - b. 会長の指名するもの 2名

## 第8条 (会長)

会長は地区会を代表し、総会、幹事会の決定にもとづき、この会を統括する。  
副会長は会長を補佐する。

## 第9条 (幹事の任務)

幹事は幹事会を構成し、本会の業務を執行し、かつ会員との連携をはかる。

## 第10条 (監事の任務)

監事は本会の会計、会務の執行を監査し総会に報告する。

## 第11条 (役員の任期)

役員の任期は2年とする。欠員によって就任する役員の任期は前任者の残存期間とする。

## 第4章 会議

第12条 本会には次の会議を置く。

1. 総会
2. 幹事会
3. その他会長の招集する会

## 第13条 (総会)

総会は本会の最高決定機関であって会員、役員を以て構成する。

総会はこれを定期総会と、臨時総会とし、定期総会は毎年1回、臨時総会は幹事会が必要と認めた時、共に会長が召集する。

## 第14条 (総会の成立及び議決)

総会は会員の過半数の出席をもって成立し、委任状はこれを認める。議決承認は出席会員の多数決により決する。可否同数の時は議長が決する。

第15条 次の事項は総会において決定しなければならない。

1. 地区会事業方針
2. 予算の決定及び決算の承認
3. 監査報告
4. 県技師会及び技術学会提案事項
5. 規約の改正
6. 会費の改正
7. 会長、副会長、監事の選出・承認

## 第16条 (幹事会の招集)

幹事会は総会に次ぐ決定機関で、会長が随時召集する。

## 第17条 (幹事会の決議の権限)

幹事会は第15条以外の事項について、本会の運営に関してはすべて決議することができる。

## 第5章 会計

第18条 本会の会計年度は総会に始まり総会に終わる。

第19条 本会の会費は年1000円とする。

## 第20条 (経費)

本会の経費は次の収入による。

1. 会費
2. 寄付金
3. 助成金
4. その他の収入

## 付則

1. 会務出張等幹事会で認められたもの、及び会務で要した費用は県技師会の旅費規定を準用する。
2. 中部地区会慶弔規定を次に定める
  1. 会員死亡の時 香料 5000円
  2. その他 会長が必要と認めた時

この会則は昭和58年4月2日より施行する。

この会則は昭和60年4月1日より一部改正する。

この会則は平成4年4月1日より一部改正する。

この会則は平成8年4月1日より一部改正する。

この会則は平成20年4月1日より一部改正する。

この会則は平成26年3月8日より一部改正する。